静岡県水循環保全条例をここに公布する。
令和４年３月 29 日
静岡県知事　川勝平太
静岡県条例第 16 号
静岡県水循環保全条例

目次
前文
第１章 総則（第１条―第７条）
第２章 静岡県水循環保全本部（第８条）
第３章 健全な水循環の保全に関する基本的施策（第９条―第 15 条）
第４章 水源保全地域における適正な土地利用の確保（第 16 条―第 21 条）
第５章 雑則（第 22 条・第 23 条）
第６章 罰則（第 24 条）
附則

近年、地球温暖化に伴う気候変動、開発行為等の社会経済活動等様々な要因が水循環に変化を生じさせ、洪水、渇水、生態系への影響等様々な問題が顕著となっており、県民の生命及び財産を守り、豊かな社会を継承し、より一層発展させていくためには、健全な水循環を保全するための取組を包括的に推進していくことが不可欠である。
ここに、県民共有の貴重な財産である水資源を守り、その恵沢を将来にわたり享受できるよう、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）
第１条 この条例は、健全な水循環の保全について、基本理念を定め、県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにし、並びに静岡県水循環保全本部を設置するとともに、健全な水循環の保全に関する基本的施策、水源保全地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の保全を図り、もって県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条 この条例において「水循環」とは、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する水循環をいう。
２ この条例において「健全な水循環」とは、法第２条第２項に規定する健全な水循環をいう。
３ この条例において「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者をいう。
４ この条例において「水循環への負荷」とは、人の活動により水循環に加えられる影響であって、健全な水循環の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
５ この条例において「水環境」とは、水質、水量、水生生物、水辺地その他の水に係る環境をいう。

（基本理念）
第３条 健全な水循環の保全は、水が人の生命及び生態系の維持並びに人の活動に欠くことのできない代替性のない資源であることを踏まえ、現在及び将来の県民が、良質な飲料水その他の用水を確保し、その他水循環がもたらす恵みを持続的に享受することができるよう適切に行われなければならない。
２ 健全な水循環の保全は、水が育む流域の豊かな自然環境が県民生活に潤いを与え、産業及び文化の発展に重要な役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたり持続的に行われなければならない。
３ 健全な水循環の保全は、水循環への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨として、県、事業者、土地所有者等及び県民の適切な役割分担の下に持続的に行われなければならない。
４ 健全な水循環の保全は、科学的知見の充実の下に、健全な水循環を保全する予防的な取組方法により対応することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）
第４条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健全な水循環の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
２ 県は、健全な水循環の保全に関する施策を推進するに当たっては、市町との連携に努めるとともに、県民並びに事業者及び土地所有者等並びにこれらの者の組織する民間の団体の参加と協力を得るよう努めるもの

とする。

（事業者の責務）
第５条 事業者は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、健全な水循環の保全に十分配慮するとともに、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）
第６条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、第 16 条第１項の水源保全地域における適正な土地利用に努めるとともに、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）
第７条 県民は、基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第２章 静岡県水循環保全本部
第８条 健全な水循環の保全に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、静岡県水循環保全本部（以下「保全本部」という。）を置く。
２ 保全本部の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第３章 健全な水循環の保全に関する基本的施策
（流域における基本的な施策）
第９条 県は、効率的かつ持続的な水利用の推進を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする流域における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。
(1) 流域における地形、気象状況等の自然条件を考慮し、水の貯留機能及び涵かん養機能の維持及び向上に向けた取組を推進し、その流域の適正な水量及び水質の確保を図ること。
(2) 水循環が生態系の維持に果たす役割の重要性を考慮し、流域の全体を視野に入れた自然環境の保全及び再生を図ること。
(3) 健全な水循環は、流域において、多様な地域社会を構築するとともに水に関する文化を振興し、現在の豊かな生活の基盤となっていることを考慮し、その保全を図ること。

（山間地域における基本的な施策）
第 10 条 県は、効率的かつ持続的な水利用の推進を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする山間地域における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。
(1) 水源の保全上重要な地域の水環境を保全すること。
(2) 森林の維持管理を適切に行い、森林の有する浸透能力、保水能力等を活かし、水源を涵養するとともに、強雨による河川等への水及び土砂の流出を抑制すること。
(3) 水源の水質の汚濁及び土壌の汚染を防止するとともに、水質の浄化機能を高めること。

（農村地域における基本的な施策）
第 11 条 県は、効率的かつ持続的な水利用の推進を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする農村地域における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。
(1) 水を有効に活用した農業水利の体系を構築すること。
(2) 水田、ため池、用排水路等の農業水利施設の有する水の涵養機能を十分に活用すること等により、安定した地下水位を維持すること。
(3) 水田、ため池、用排水路等の農業水利施設の有する雨水の貯留機能を十分に活用すること等により、河川等への雨水の集中的な流出を抑制すること。
(4) 農業用排水路等において、排水の水質の浄化機能を高めること。

（都市地域における基本的な施策）
第 12 条 県は、効率的かつ持続的な水利用の推進を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする都市地域における健全な水循環の保全に関する施策を講ずるものとする。
(1) 雨水の浸透能力を高めることにより、河川に流入する水量に占める湧水及び地下水の量の割合を増加させること。
(2) 河川の改修等により河川の生態系を再生し、多様な生物が生息することができる潤いのある水環境を保

全すること。
(3) 雨水、下水処理水等の有効活用を図り、水循環への負荷を低減すること。

（水利用の合理化）
第 13 条 県は、関係者間において水利用に関する情報及び流量等の河川に関する情報を共有し、相互の理解を通じて、生活用水、工業用水、農業用水等の利用の合理化を地域の実情等に応じて推進するものとする。

（理解の増進及び活動の促進）
第 14 条 県は、市町、関係行政機関及び関係団体と協力して、健全な水循環が育む生態系の保全並びに流域の多様な水に関する文化の振興に関し、県民、事業者及び土地所有者等の理解を深め、及び活動を促進するものとする。

（流域水循環計画）
第 15 条 知事は、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るために、必要と認める流域について健全な水循環の保全に関する計画（以下「流域水循環計画」という。）を定めるものとする。
２ 流域水循環計画は、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から、順次に定めるものとする。
３ 知事は、流域水循環計画を定めようとするときは、あらかじめ、静岡県環境審議会条例（平成６年静岡県条例第 23 号）第１条の静岡県環境審議会（以下「審議会」という。）及び関係市町の長その他関係行政機関の意見を聴かなければならない。
４ 知事は、流域水循環計画を定めたときは、これを公表するものとする。
５ 前２項の規定は、流域水循環計画の変更について準用する。

第４章 水源保全地域における適正な土地利用の確保
（水源保全地域）
第 16 条 知事は、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、水源保全地域として指定することができる。
２ 知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第２条第１項に規定する国有林野をいう。）の管理者、河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第７条に規定する河川管理者をいう。）及び市町の長並びに審議会の意見を聴かなければならない。
３ 知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から１月間公衆の縦覧に供しなければならない。
４ 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る水源保全地域の住民、土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
５ 知事は、水源保全地域の指定をする場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
６ 水源保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
７ 第２項及び前２項の規定は水源保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第３項及び第４項の規定は水源保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（土地取引の届出）
第 17 条 前条第１項の水源保全地域内において、土地の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地の所有権等」という。）を有する者は、当該土地の所有権等を移転し、又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の２月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
(1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
(3) 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
(4) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
(5) 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的
(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２ 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
３ 前条第１項の規定による指定（同条第７項の区域の変更を含む。次条において同じ。）の日から起算して２月を経過する日までの間に当該指定に係る水源保全地域（当該区域の変更にあっては、当該区域の変更により新たに水源保全地域となった区域。次条において同じ。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第１項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の２月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
４ 知事は、第１項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その内容を関係市町の長に通知し、健全な水循環の保全の見地からの意見を求めるものとする。
５ 知事は、前項に規定する関係市町の長の意見を勘案し、健全な水循環の保全のために特に必要があると認めるときは、第１項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用に関し必要な指導を行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
６ 第１項の規定による届出をした者は、前項の指導を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該指導の内容を伝達しなければならない。
７ 第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までに知事に届け出なければならない。
８ 第４項から第６項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（開発行為の届出）
第 18 条 第 16 条第１項の水源保全地域内において、土石の採取その他の規則で定める土地の形質の変更又は地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるもの（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、当該開発行為に着手しようとする日の２月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
(1) 開発行為を行おうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 開発行為を行おうとする土地の区域の位置及び規模
(3) 開発行為の内容
(4) 健全な水循環を保全するために講ずる措置
(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
２ 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
(1) 国又は地方公共団体が開発行為を行う場合
(2) 非常災害のために必要な応急措置として開発行為を行う場合
(3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の２第１項の許可その他の法令又は条例に基づく許可等の処分又は届出等の行為を要する開発行為であって規則で定めるものを行う場合
(4) 農業、林業又は漁業を営むために開発行為を行う場合
(5) 自己の居住の用に供する住宅の新築、増築、改築、移転又は撤去のために開発行為を行う場合
(6) 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
３ 第 16 条第１項の規定による指定の際現に当該指定に係る水源保全地域内において開発行為を行っている場合においては、第１項の規定は、適用しない。
４ 第 16 条第１項の規定による指定の日から起算して２月を経過する日までの間に当該指定に係る水源保全地域内において開発行為に着手しようとする場合における第１項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日の２月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
５ 知事は、第１項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その内容を関係市町の長に通知し、健全な水循環の保全の見地からの意見を求めるものとする。
６ 知事は、前項に規定する関係市町の長の意見を勘案し、健全な水循環の保全のために特に必要があると認めるときは、第１項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る開発行為に関し必要な指導を行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
７ 第１項の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為に着手する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る開発行為に着手する日までに知事に届け出なければならない。
８ 第５項及び第６項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告徴収、立入調査等）
第 19 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 17 条第１項若しくは第７項又は前条第１項若し

くは第７項の規定による届出をすべき者に対し、土地売買等の契約又は開発行為に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
２ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地売買等の契約若しくは開発行為に係る土地に立ち入り、当該土地売買等の契約若しくは開発行為に関し調査させ、又は関係者に質問させることができる。
３ 前項の規定により立入調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
４ 第２項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び命令）
第 20 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
(1) 第 17 条第１項若しくは第７項又は第 18 条第１項若しくは第７項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2) 前条第１項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
(3) 前条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
２ 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表）
第 21 条 知事は、前条第２項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。
２ 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、静岡県行政手続条例（平成７年静岡県条例第 35 号）第３章第３節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第５章 雑則
（市町の条例との調整）
第 22 条 健全な水循環の保全に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第４章及び第６章の規定は適用しない。

（規則への委任）
第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章 罰則
第 24 条 第 20 条第２項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

附 則
この条例は、令和４年７月１日から施行する。